

## 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外 1 件について

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定を依頼する議案を付議し、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

## 記

## 1 改正内容

(1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

ア 東京都立工業高等学校の名称変更

「Society5.0 を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト Next Kogyo START Project」に基づき、工業高等学校の名称を変更するため、別表（第 2 条関係）中、3 高等学校の項のうち、次のとおり名称を変更する。

	名称（改正後）	名称（現行）
1	都立蔵前工科高等学校	都立蔵前工業高等学校
2	都立墨田工科高等学校	都立墨田工業高等学校
3	都立中野工科高等学校	都立中野工業高等学校
4	都立杉並工科高等学校	都立杉並工業高等学校
5	都立荒川工科高等学校	都立荒川工業高等学校
6	都立北豊島工科高等学校	都立北豊島工業高等学校
7	都立練馬工科高等学校	都立練馬工業高等学校
8	都立足立工科高等学校	都立足立工業高等学校
9	都立本所工科高等学校	都立本所工業高等学校
10	都立葛西工科高等学校	都立葛西工業高等学校
11	都立府中工科高等学校	都立府中工業高等学校
12	都立町田工科高等学校	都立町田工業高等学校
13	都立小金井工科高等学校	都立小金井工業高等学校
14	都立多摩工科高等学校	都立多摩工業高等学校
15	都立田無工科高等学校	都立田無工業高等学校

(2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

ア 東京都立工業高等学校の名称変更

「Society5.0 を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト Next Kogyo START Project」に基づき、工業高等学校の名称を変更するため、別表（第 3 条関係）中、1 高等学校の項に次のとおり名称を定める。

名 称	課 程	学 科
都立蔵前工科高等学校	全日制 定時制	機械科、電気科、建築科、設備工業科 建築工学科
都立墨田工科高等学校	全日制 定時制	機械科、自動車科、電気科、建築科 総合技術科
都立中野工科高等学校	全日制 定時制	キャリア技術科 総合技術科
都立杉並工科高等学校	全日制	機械科、電子科、理工環境科
都立荒川工科高等学校	全日制 定時制	電気科、電子科、情報技術科 電気科、電子科
都立北豊島工科高等学校	全日制 定時制	総合技術科 機械科
都立練馬工科高等学校	全日制	キャリア技術科
都立足立工科高等学校	全日制	総合技術科
都立本所工科高等学校	定時制	総合技術科
都立葛西工科高等学校	全日制	機械科、電子科、建築科、デュアルシ ステム科
都立府中工科高等学校	全日制	機械科、電気科、情報技術科、工業技 術科
都立町田工科高等学校	全日制	総合情報科
都立小金井工科高等学校	定時制	機械科、電気科、電子科
都立多摩工科高等学校	全日制	機械科、電気科、環境化学科、デュア ルシステム科
都立田無工科高等学校	全日制	機械科、建築科、都市工学科

## 2 都議会に付議する時期（条例関係）

令和4年第三回東京都議会定例会

## 3 施行期日

- (1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 4 その他

- (1) 学校名称変更概要等は別紙のとおり。
- (2) 本案決定後、条例については知事に立案を依頼する。
- (3) 本案決定後、規則についての公報掲載を知事に依頼する。

# Society5.0 を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト Next Kogyo START Project の概要

## 1 経緯

令和4年2月、都教育委員会は、ものづくりが迎える新たな局面に向き合い、社会からの期待に応える工業高校を実現するため、工業高校の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けて「Society5.0を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト Next Kogyo START Project」を策定した。

令和2年 4月 「高度IT社会の工業高校に関する有識者会議」の提言

令和3年11月 「Society5.0を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト  
Next Kogyo START Project（中間まとめ）」公表

令和3年11月～1月  
都民及び中高生から意見募集

令和4年 2月 「Society5.0を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト  
Next Kogyo START Project」策定

## 2 主な取組

### ○ 工業系学科等のアップデート

- ▶ 技術革新やDXの推進などに向けて、工業系学科等を発展・充実【具体的な施策】  
・新しい学科等の設置 ・Tokyo P-TECHの更なる展開など



### ○ 企業等との連携推進や交流機会の創出

- ▶ 新しい知識・技術等の導入や社会ニーズを踏まえた学習を実現するため、企業連携等を推進

### ○ 課題解決型学習（PBL）の推進

- ▶ 生徒自らが問題点や課題を発見し、解決方法を模索するなどにより、ものづくりのプロセスを学ぶPBLを全校で推進

### ○ 工業IT科目の導入

- ▶ 産業社会における先端技術との関わり方やプログラミングなどを実践的・体験的に学ぶ科目を全校で導入

### ○ 工業科教員による知識・技術のアップデート

- ▶ 教員のデジタルリテラシー向上のため、東京商工会議所をはじめとする産業界等との連携による最新機器の活用事例研究等の研修を実施

### ○ 東京未来ファクトリーの実施、専門高校生の海外派遣の実施

- ▶ 企業や大学の協力により、デジタル技術等の先端的学習を実施



- ▶ 海外の先端技術などを広く見聞するため、生徒を海外に派遣

### (例) 宇宙航空研究開発、再生可能エネルギー活用など



### ○ 工業高校の名称の発展的な変更

- ▶ 工業高校（15校）の名称を「工科高校」へ変更

第三十四号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について  
東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、次のように知事に依頼する。

令和四年六月二十三日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「蔵前工業高等学校」を「蔵前工科高等学校」に、「墨田工業高等学校」を「墨田工科高等学校」に、「中野工業高等学校」を「中野工科高等学校」に、「杉並工業高等学校」を「杉並工科高等学校」に、「荒川工業高等学校」を「荒川工科高等学校」に、「練馬工業高等学校」を「練馬工科高等学校」に、「足立工業高等学校」を「足立工科高等学校」に、「本所工業高等学校」を「本所工科高等学校」に、「葛西工業高等学校」を「葛西工科高等学校」に、「府中工業高等学校」を「府中工科高等学校」に、「町田工業高等学校」を「町田工科高等学校」に、「小金井工業高等学校」を「小金井工科高等学校」に、「多摩工業高等学校」を「多摩工科高等学校」に、「田無工業高等学校」を「田無工科高等学校」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

高等学校教育の振興を図るため、工業高等学校の名称を変更する必要がある。

東京都立学校設置条例（昭和二十九年東京都条例第百十三号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第三条まで（現行のとおり）  
別表（第二条関係）  
一及び二（現行のとおり）

三 高等学校

名	称	位	置
同	東京都立一橋高等学校から同白鷗高等学校まで		（現行のとおり）
同	蔵前工科高等学校		（現行のとおり）
同	同墨田川高等学校から同科学技術高等学校まで		（現行のとおり）
同	墨田工科高等学校		（現行のとおり）
同	同江東商業高等学校から同武蔵丘高等学校まで		（現行のとおり）
同	中野工科高等学校		（現行のとおり）
同	同稔ヶ丘高等学校から同農芸高等学校まで		（現行のとおり）
同	杉並工科高等学校		（現行のとおり）
同	同杉並総合高等学校から同竹台高等学校まで		（現行のとおり）
同	荒川工科高等学校		（現行のとおり）
同	同板橋高等学校から同高島高等学校まで		（現行のとおり）
同	北豊島工科高等学校		（現行のとおり）
同	同井草高等学校から同光丘高等学校まで		（現行のとおり）
同	練馬工科高等学校		（現行のとおり）
同	同第四商業高等学校から同淵江高等学校まで		（現行のとおり）
同	足立工科高等学校		（現行のとおり）

現行

第一条から第三条まで（略）  
別表（第二条関係）  
一及び二（略）

三 高等学校

名	称	位	置
同	東京都立一橋高等学校から同白鷗高等学校まで		（略）
同	蔵前工業高等学校		（略）
同	同墨田川高等学校から同科学技術高等学校まで		（略）
同	墨田工業高等学校		（略）
同	同江東商業高等学校から同武蔵丘高等学校まで		（略）
同	中野工業高等学校		（略）
同	同稔ヶ丘高等学校から同農芸高等学校まで		（略）
同	杉並工業高等学校		（略）
同	同杉並総合高等学校から同竹台高等学校まで		（略）
同	荒川工業高等学校		（略）
同	同板橋高等学校から同高島高等学校まで		（略）
同	北豊島工業高等学校		（略）
同	同井草高等学校から同光丘高等学校まで		（略）
同	練馬工業高等学校		（略）
同	同第四商業高等学校から同淵江高等学校まで		（略）
同	足立工業高等学校		（略）

同小台橋高等学校から同農産高等学校まで	(現行のとおり)
同 本所工科高等学校	(現行のとおり)
同葛飾商業高等学校から同紅葉川高等学校まで	(現行のとおり)
同 葛西工科高等学校	(現行のとおり)
同片倉高等学校から同農業高等学校まで	(現行のとおり)
同 府中工科高等学校	(現行のとおり)
同昭和高等学校から同山崎高等学校まで	(現行のとおり)
同 町田工科高等学校	(現行のとおり)
同町田総合高等学校及び同小金井北高等学校	(現行のとおり)
同 小金井工科高等学校	(現行のとおり)
同多摩科学技術高等学校から同福生高等学校まで	(現行のとおり)
同 多摩工科高等学校	(現行のとおり)
同狛江高等学校から同保谷高等学校まで	(現行のとおり)
同 田無工科高等学校	(現行のとおり)
同瑞穂農芸高等学校から同小笠原高等学校まで	(現行のとおり)

四及び五 (現行のとおり)

同小台橋高等学校から同農産高等学校まで	(略)
同 本所工業高等学校	(略)
同葛飾商業高等学校から同紅葉川高等学校まで	(略)
同 葛西工業高等学校	(略)
同片倉高等学校から同農業高等学校まで	(略)
同 府中工業高等学校	(略)
同昭和高等学校から同山崎高等学校まで	(略)
同 町田工業高等学校	(略)
同町田総合高等学校及び同小金井北高等学校	(略)
同 小金井工業高等学校	(略)
同多摩科学技術高等学校から同福生高等学校まで	(略)
同 多摩工業高等学校	(略)
同狛江高等学校から同保谷高等学校まで	(略)
同 田無工業高等学校	(略)
同瑞穂農芸高等学校から同小笠原高等学校まで	(略)

四及び五 (略)



第三十五号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和四年六月二十三日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「蔵前工業高等学校」を「蔵前工科高等学校」に、「墨田工業高等学校」を「墨田工科高等学校」に、「中野工業高等学校」を「中野工科高等学校」に、「杉並工業高等学校」を「杉並工科高等学校」に、「荒川工業高等学校」を「荒川工科高等学校」に、「北豊島工業高等学校」を「北豊島工科高等学校」に、「練馬工業高等学校」を「練馬工科高等学校」に、「足立工業高等学校」を「足立工科高等学校」に、「本所工業高等学校」を「本所工科高等学校」に、「葛西工業高等学校」を「葛西工科高等学校」に、「府中工業高等学校」を「府中工科高等学校」に、「町田工業高等学校」を「町田工科高等学校」に、「小金井工業高等学校」を「小金井工科高等学校」に、「多摩工業高等学校」を「多摩工科高等学校」に、「田無工業高等学校」を「田無工科高等学校」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

高等学校教育の振興を図るため、工業高等学校の名称を変更する必要がある。

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）  
別表（第三条関係）

第一条から第四条まで（略）  
別表（第三条関係）

名 称	課 程	学 科
一 高等学校 東京都立一橋高等学校から同 白鷗高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 蔵前工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 墨田川高等学校から同科学 技術高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 墨田工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 江東商業高等学校から同武 蔵丘高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 中野工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 稔ヶ丘高等学校から同農芸高 等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 杉並工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 杉並総合高等学校から同竹台 高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 荒川工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 板橋高等学校から同高島高	(現行のとおり)	(現行のとおり)

名 称	課 程	学 科
一 高等学校 東京都立一橋高等学校から同 白鷗高等学校まで	(略)	(略)
同 蔵前工業高等学校	(略)	(略)
同 墨田川高等学校から同科学 技術高等学校まで	(略)	(略)
同 墨田工業高等学校	(略)	(略)
同 江東商業高等学校から同武 蔵丘高等学校まで	(略)	(略)
同 中野工業高等学校	(略)	(略)
同 稔ヶ丘高等学校から同農芸高 等学校まで	(略)	(略)
同 杉並工業高等学校	(略)	(略)
同 杉並総合高等学校から同竹台 高等学校まで	(略)	(略)
同 荒川工業高等学校	(略)	(略)
同 板橋高等学校から同高島高	(略)	(略)

等学校まで	同 北豊島工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 北豊島工科高等学校	同 北豊島工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 同井草高等学校から同光丘高等学校まで	同 同井草高等学校から同光丘高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 練馬工科高等学校	同 練馬工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 同第四商業高等学校から同淵江高等学校まで	同 同第四商業高等学校から同淵江高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 足立工科高等学校	同 足立工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 同小台橋高等学校から同農産高等学校まで	同 同小台橋高等学校から同農産高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 本所工科高等学校	同 本所工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 同葛飾商業高等学校から同紅葉川高等学校まで	同 同葛飾商業高等学校から同紅葉川高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 葛西工科高等学校	同 葛西工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 同片倉高等学校から同農業高等学校まで	同 同片倉高等学校から同農業高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 府中工科高等学校	同 府中工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 同昭和高等学校から同山崎高等学校まで	同 同昭和高等学校から同山崎高等学校まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 町田工科高等学校	同 町田工科高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
同 同町田総合高等学校及び同小金井北高等学校	同 同町田総合高等学校及び同小金井北高等学校	(現行のとおり)	(現行のとおり)
等学校まで	同 北豊島工業高等学校	(略)	(略)
同 北豊島工業高等学校	同 北豊島工業高等学校	(略)	(略)
同 同井草高等学校から同光丘高等学校まで	同 同井草高等学校から同光丘高等学校まで	(略)	(略)
同 練馬工業高等学校	同 練馬工業高等学校	(略)	(略)
同 同第四商業高等学校から同淵江高等学校まで	同 同第四商業高等学校から同淵江高等学校まで	(略)	(略)
同 足立工業高等学校	同 足立工業高等学校	(略)	(略)
同 同小台橋高等学校から同農産高等学校まで	同 同小台橋高等学校から同農産高等学校まで	(略)	(略)
同 本所工業高等学校	同 本所工業高等学校	(略)	(略)
同 同葛飾商業高等学校から同紅葉川高等学校まで	同 同葛飾商業高等学校から同紅葉川高等学校まで	(略)	(略)
同 葛西工業高等学校	同 葛西工業高等学校	(略)	(略)
同 同片倉高等学校から同農業高等学校まで	同 同片倉高等学校から同農業高等学校まで	(略)	(略)
同 府中工業高等学校	同 府中工業高等学校	(略)	(略)
同 同昭和高等学校から同山崎高等学校まで	同 同昭和高等学校から同山崎高等学校まで	(略)	(略)
同 町田工業高等学校	同 町田工業高等学校	(略)	(略)
同 同町田総合高等学校及び同小金井北高等学校	同 同町田総合高等学校及び同小金井北高等学校	(略)	(略)

二及び三 (現行のとおり)	同 小金井工科高等学校 同多摩科学技術高等学校から 同福生高等学校まで	(現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり)	(現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり)
	同 多摩工科高等学校 同粕江高等学校から同保谷高 等学校まで	(現行のとおり) (現行のとおり)	(現行のとおり) (現行のとおり)
二及び三 (略)	同 小金井工業高等学校 同多摩科学技術高等学校から 同福生高等学校まで	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)
	同 多摩工業高等学校 同粕江高等学校から同保谷高 等学校まで	(略) (略)	(略) (略)
二及び三 (略)	同 田無工科高等学校 同瑞穂農芸高等学校から同小 笠原高等学校まで	(略) (略)	(略) (略)
	同 田無工業高等学校 同瑞穂農芸高等学校から同小 笠原高等学校まで	(略) (略)	(略) (略)